

令和 6年5月20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

6月の「もっけん」たより

◎ 算定基礎届について

算定基礎届に関するご案内及び届出用紙は6月20日（木）に納入告知書と一緒に発送予定です。算定基礎届の様式はホームページからダウンロードができますので、そちらでご用意いただいても構いません。提出方法は電子申請（マイナポータル経由）、電子媒体（年金機構提供届書作成プログラム使用推奨）及び紙媒体の3方法による届出に対応しておりますので、事業所様にて最適な届出方法でご提出ください。なお、日本年金機構への提出は同機構へ直接ご提出ください。

※資本金1億円以上の事業所は算定基礎届の電子申請が義務化されております。

◎ 保険証の廃止について

現在の健康保険証が2024年12月2日に廃止されることを政府が正式に決定しました。これからはマイナンバーカードで受診いただきますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバーカードの発行までは約1か月から2か月かかります（名古屋市の場合）。まだ交付されていない方は速やかにお申し込みください。申請はパソコンやスマートフォンからの申請や郵便による申請のほか、まちなかの証明写真機からも申請が可能です。

◎ 令和6年10月から短時間労働者の健康保険の適用が更に拡大されます

- ・被保険者の総数が常時51人以上の事業所
- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・月額賃金88,000円以上
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

上記に該当する短時間労働者は健康保険の加入が義務となります。